

# 宇宙自然の法則と道德実行 の構造

——最高道德の社会科学研究序説——

永安幸正

目 次	
はじめに	3. 罪と贖罪の意味および構造
1. 運命の自覚の意味への問い——最 高道德の出発点——	4. 道德の場としての社会の存立構造
2. 宇宙自然の法則の構造と道德の3 つの位相	5. 贖罪と道德実行の社会的展開のため に

## はじめに

筆者には、常日頃、モラロジー（道德科学）を学んでいる者として、どうしても念頭を去らない根本的な問いがある。それはすなわち、いろいろな物や事に関し、モラロジーの創立者たる広池千九郎博士（1866—1938年）は、何故に、この場合こういう問いを立て、このような答え方をするのだろうか、その背後にあってすべてを生み出しているところのいわば「根源思考」（Urdenken）は、一体どういうものであるのだろうか、という疑問である。三

木清に「問いの構造」という論文があって、物事を「いかに問うか」について、深く徹底した思索が試みられているのであるが、広池千九郎のモラロジー体系についても、同様なことが、時代の更新とともに、不断に尋ねられ問い直され続けるべきであると思う。すなわちそれが、温故知新を通じての学問上および実践上の創造につながり、広池が本来目指したところの、真の人類進化に役立つ営みとなるはずである。

さて、筆者は、広池の根源思考は、大宇宙、自然、社会、そして人間存在への認識をふまえて、個人および集団としての「人間の運命」の転変を支配するところの法則は何か、という究極的な問いにかかわるものだとみている。広池は、それに対する答えを開示するために、いわゆる「宇宙自然の法則」を明かにし、それに対応して道徳の3つの位相を示し、さらに「法則違反」としての「罪」の構造をとらえ、その罪を贖っていくところの「贖罪」の行こそが人間の「品性完成」の基礎となるべきことを説いているのである。広池のいう「最高道徳」とは、かかる品性完成のための人間生活の、個人的かつ集団的、社会的な原理にほかならない。

すなわち、広池は、まず宇宙大自然そのものが神であるという根本的な考えに立って、宇宙大自然の働きはつまり神の働きであり、それは「万有覆育」、すべての存在を慈しみ育て、万有に平均と調和を実現しようとする作用であるという。それは神の心、慈悲の表れである。これが、広池の根源的な宇宙論、存在論、生命哲学である。のちにみるように、これは「易」の哲学、思想を想起させるものがある。

ところで、広池によると、人間というものは、個人としても、団体もしくは社会としても、往々にしてこの万物を生み成し、それを生々と化育する大宇宙・神の働き、神の心から外れて、かえって万物の進化でなく退化の道に入ってしまう。あるいは、自己自身も含めて、万物の進化と化育に不十分にしか参入していない、「不完全」にとどまっている。それが、「宇宙自然の法則つまり神の法則に対する違反」、もしくは「存在の意味の未完成」としての「罪」である。人間は、その運命を改善し、大宇宙の進化の道に参入す

るためには、なによりもこの罪を贖うこと、すなわち「贖罪」もしくは「解脱」のために努力することが必要である。これを広池は「義務先行」と「品性完成」と呼び、最高道徳の基礎原理とするのである。広池のモラロジーおよび最高道徳論の根源には、このような生々と進化すべき宇宙、人間社会、人間各個人という明るい、開かれた存在認識があるのである。そこから、人間も、宇宙の進化の働きに、自ら積極的に参加しようという道徳的いざないが出てくるのである。われわれは、また、罪を犯さざるをえない人間と、万有化育の潜在力を蔵する人間という、陰陽二元的な矛盾的自己同一性の人間観を見ることもできよう。この点ものちにふれるであろう。

以上のことを説明するために、広池は、第1に宇宙自然の法則の構造を、個人、社会、自然界——自然界と宇宙自然とは同じものではなく、自然界は宇宙自然の一部であり、宇宙自然にはさらに人間の世界つまり社会も含まれる——のレベルで解明し、第2にそれに応じて後述するように道徳の3つの位相を定義する。そして第3に、宇宙自然の法則に対する人間の違反すなわち罪についても、個人的および社会的な構造を析出していく。さらにそこから、第4に、贖罪と品性完成、万有化育の慈悲の行としての「道徳実行の構造」を明かにし、実行上の根本的な原理を指し示すのである。

そして、道徳実行の主体としては、もちろん個々の人間が究極の主体であるが、それだけではなく、家族や企業、その他の団体、国家社会、あるいは人類のレベルまでも考えられている。個人としての道徳実行にとどまらず、団体、社会、国家としての道徳実行もあるのである。ゆえに、広池の学問的視座は、人間学的であると共に、社会科学的でもあって——近世道徳哲学の体系を樹立したA. スミスや社会学の出発点となったA. コントと同様に——両者の統合の方向を開示せんとしていたといえる。筆者は、広池のモラロジーの学的性格について、このように受け止めている。

ところが、一般に、広池千九郎以後、モラロジーや最高道徳への問いにおいて、あるいは道徳の実行において、「個人の罪」、「個人の品性完成」というように、もっぱら個々の人間の境遇、運命、幸不幸に着眼し、その原因の

解明においても、改善への取り組みにおいても、個人視点あるいはせいぜい家庭とか企業などの「身内集団」の立場が強く意識されすぎる傾向があった。その結果、実は人間各個人に甚大な影響を与えつつある「社会的要因」つまり後に検討する「社会の罪」に関して、それを軽視するか、個人還元論で社会の実体とその罪の存在を、各個人に解消・還元するきらいが強まっていた。方法論的個人主義が実体的な個人主義に変わるのである。いうまでもなく、人間は「個人」として「尊厳性」をもつものであるが、そのことと、個人がその中に存立する社会の「場」の法則構造を無視することとは、違うのである。

今や、人間と社会について、学問的に新しい方法論が生まれつつあるのである。たとえば、「人間」(じんかん)としての人間の学(和辻哲郎)、「人間主義」(濱口恵俊)、「拡大された同感 (extended sympathy) を導入した社会分析」(K. Arrow)などは、こうした点から注目してよい。筆者は「コモンズの原理」という存在論を提案したい。

これまで筆者自身、日本における同和問題その他の社会的人権問題、インドなどにおけるカースト制、国際的な難民問題、人種問題、等々につき、現実にも迫る認識を有していなかった。しばらくイギリスに生活する経験をもって、カトリック対プロテスタントの抗争、移民問題、失業問題などを目のあたりにしたため、自分の意識の欠陥、狭さを痛烈に反省した。個人の問題と社会のしくみ、意識との関係について、人間学的にも、社会科学的にも、ここで十分な反省が必要であると思う。

以下は、広池のモラロジーに即して、こうした観点から、宇宙天地自然の法則、人間の運命、罪と贖罪、道徳実行の構造に焦点をあてて、個人と社会、あるいは社会と個人の間を、社会科学的な意識をもって考察するための、筆者の予備的試論である。

### 1. 運命の自覚の意味への問い——最高道徳の出発点——

さて、広池千九郎は『道徳科学の論文』(昭和3年、1928)において、最

高道徳の立場からの人間の運命の自覚について、次のように述べている。やや長くなるが、引用しよう(ただし、以下の引用中の下線は筆者によるもの)。

#### (イ) 自ら運命ノ責ヲ負ウテ感謝ス

自己の運命の成立せる原因を悟り、而して其運命改造の責任を自己に負うて感謝生活をする<sup>(1)</sup>と云ふ事は、人間生活の根本原因を自覚したものと謂ふべきであります。故に此自覚は最高道徳実行の根本原理を成すものであります。

(この命題をもっと詳しく展開し深い境地を説明しているのが、以下の叙述である。)

#### (ロ) 自己の運命の成立せる原因を自覚し、併せて其運命の全責任を自己一人にて負ふ事を以て最高道徳の実行的原理と為す

私共人間の肉体及び運命は、外界の力(自然界と社会の響影—引用者)と自己の祖先及び自己の過去に於ける精神作用及び行動に因って出来て居るのであります。故に自己の不幸なる運命は、之を原因に遡って其責任を問ふ時には、社会の罪もあるべく、其家の先祖の罪もあるべく、若くは其父母の罪もあろうが、併し現在に於ける自己の運命は、結局、自己自身の全責任に帰して之を自己一人にて負ふ外はありませぬ。されば自己の為さざる事に対して当然其責任を負はねばならぬ事は独り斯かる重大問題に就いてのみでなく、此他あらゆる人事に於ても見らるる事であります。(中略)

且つ之を歴史的及び社会学的に考察するに、自己の運命を他人の行為に帰して不平若くは反抗の態度に出づるものは、生涯幸福を得る事なくして終り、之に反し、すべての境遇を自己の各伝統(神・君主・父母・聖人其他の恩人)の賜として、満足し且つ感謝しつつ努力するものが、逆に必ず真の幸福に到るのであります。<sup>(2)</sup>

(この文章は、微妙かつ深遠な広池自身の体験上の意味解釈が込められているので、必ず後述第3節および第5節以下をまっけて、理解していた

だきたい。すなわち、広池の真意は、自然界の作用、社会の罪などを自己の罪として「原因をつくった責任」を負うべしというのではなく、また祖先父母の影響——広池はここでは罪の面から述べているが、原理的には、好ましい影響も当然見ている。家庭の良好な心使いが子供の成長にとっていかに重大な作用を及ぼすかは、今日科学的に明かにされている——も「自己がつくった原因」と考えよ、というのでもない。広池は、贖罪のため人心開発救済の原理を不可欠としているように、万有を生成化育する神の平等愛たる慈悲の心を見習って、自己だけでなく、他者、社会の罪までも積極的に「改善」していこうとする責任への覚悟を、こういう形で「個人」に即して述べているのである。自己の苦勞の結果を分ち、三方よしの実現を目指す人物となるのである。いま、念のため、そのことをここで補足しておきたい。

(1) 最高道徳に於ける唯心的安心立命

自己の身分若くは身体に就きて非常の変化を生ずる場合、即ち自己の過失若くは不道徳にて社会の地位を失ふとか、財産を失ふとか、国法に触れて罪人となるとか、若くは大患に罹りて再び起つべからざる場合には、前記の科学的安心立命法（最高道徳実行の効果に対する合理的確信にもとづく安心立命——引用者）にては解決の出来ぬ事があります。…茲に所謂唯心的安心立命とは、吾人が右の如き人生の大困難に遭遇して一步をも前進する事能はざる場合に臨み、全く物質の世界を離れ、神に信頼し、而して自己の至誠且つ慈悲の力のみにより、人心の開発若くは救済に従事して、自己の品性を再造し、以て新生活を開かむとする一種の熱烈なる信仰を指すのであります。（中略）

最高道徳に於ては、斯かる場合に当りては、其人各自に自己の運命を回想し……深く自己に反省して、神に対し人間社会に対して、自己の為すべき義務を忘れ且つ自己の踏むべき道を踏まず、遂に斯かる運命を招きし事を神に向って懺悔するのであります。而して此過去に於ける過失及び罪惡に対して之を贖はむが為に、全く一身を生きながら神及び人間

社会の前に犠牲として供ふるのであります。斯くて之が為にはたとひ土を食ひ、水を飲んでも、専心世界人心の開発若くは救済を為すと云ふ事を神に向かって誓ふのであります。<sup>(3)</sup>

（この記述は、あくまでも「自己の過失若くは不道徳」による場合に関する原理を述べたものであるので、「社会の罪」までも含む「贖罪」のより一般的な意味内容については、引用文(4)の場合と同様、後述第3節と第5節とを参照されたい。）

広池千九郎の以上の陳述は、すべて広池自身の深刻な体験を根拠として有するものであるが、ここには、彼自身の最高道徳実行の原初的、根源的な思考、覚悟、悟りというものが、集約的に表わされていると思う。

しかし、個人的体験の世界を超えたより普遍的な地平において、このような命題を万人に妥当するものとして受けとめ直そうとするとき、たしかにくつかの検討すべき点が浮かび上がってくる。それはおよそ、次の通りである。

(1) 自己の運命の成立せる「原因」と、その「改造ないし改善」の「責任」を「自己に負う」こととの間には、どのような関連があるのだろうか。

(2) これをさらに分析的にみれば、まず運命成立の原因群の構造をどのように認識するかという課題が現れる。これは、「宇宙自然の法則」の階層構造の客観的科学的な解明と、その主体的な解釈ないし意味づけの問題であるといえよう。

(3) ついで問題となるのは、運命改善の「責任」の意味である。「責任」の概念については、古来、哲学上、道徳論上、あるいは法学、政治学等の社会科学の上で、さまざまの観点から論ぜられている。広池のいう「責任」とは、どのような意味をもっているのだろうか。その責任を「負う」とは、いかなることをいうのだろうか。かつまた、自己と他者、団体、さらに一般社会は、責任を負うという場合に、どのようにかわり合うのであろうか。

(4) 上記引用文(4)に述べられているように、広池は「原因」というものを客観的に「法則の作用」としてとらえ、個人にとってみると、自然界とか社

会の「外界の力」と「家族」の要因（これも厳密には個人にとっての外的要因である）と、自己自身のつくった要因との合成作用に着眼し、さらに興味深いことにそれらの諸要因に対応して「罪」のさまざまな種類を分類している。そして結局、それらの「罪」（の改善——引用者）を「自己自身の全責任に帰して……自己一人にて負ふ」ほかないと述べているのであるが、しかし主観的な動機、目的としてはともかく、個人もしくは家族、企業、組織、団体、あるいは国家の範囲さえも超える問題に関しては、改善の責任を負うとは、どういう意味になるのだろうか。個人だけの境遇をどうするかという問題と、もっと広い範囲の社会の状態改善という問題の場合との区別、および個人の境遇に関してもその改善について個人の力の範囲を超える原因がある場合の考え方と、細かく区分して見ていくことが必要だろう（第4節参照）。

こうした点を浮きぼりにしてみると、広池は上記(イ)、(ロ)、(ハ)の箇所において、一見すると全く不合理、不条理と思われることを主張しているかのようであるが、しかし筆者はよく考えてみると、必ずしもそうではないと思う。確かに分析的には、広池の記述の不明瞭さなしい偏りはあるけれども、思考の大筋においては、個人および団体・社会に関する深くかつ広い目配りのゆきとどいた「存在論」があって、次節にみるように、人間の運命の成立原因と改善のための総合的な視点が提出されているのである。

筆者が特に強調したいことは、広池の原典を読み解釈する際に、「原子論的個人主義のドグマ」に陥ること、つまり、すべての記述が個人に還元され、もっぱら個人の道徳実行のみに焦点が合わされているものと受け取ってはならないということである。個人的、人間学的観点と共に、社会科学的方法が必要とされるゆえんである。次節では、まず広池の法則認識とそれにもとづく道徳の分類とをとりあげてみよう。

#### 注

- (1) 広池千九郎『道徳科学の論文』広池学園出版部（昭和45年第15版）、◎3201頁。

以下『論文』と略称。現在、広池千九郎の著作のうちモテロジーの「原典」は直接公刊されておらず、「社会教育」には供されていない。いま筆者は、たとえば、スミス、マルクス、ケインズ、福沢、河上、内村などの「歴史的古典」を検討するのと同じように、広池の著作も取扱いたい。

- (2) 『論文』⑦2216—19頁。  
 (3) 『論文』⑧2912—14頁。  
 (4) 原子論的個人主義に墜してはならないことは、広池自身によっても警告されている。同上、◎2552、2556頁等。

市井三郎は、『歴史の進歩とは何か』（岩波新書）において、「不条理な苦痛」を減らすことをもって、歴史の進歩の尺度たらしめようと提案している。「積極的な善」の追求をもって尺度とすることは、パラドックスに陥るといふ。広池が、何故に、「善行」でなく「贖罪」から道徳実行を始めるべしと説いたのには、深い意味がある。

アーサー・ミラーは注目すべき歴史小説 *The Crucible* において、ニューイングランドの Salem の悲劇について描写している。これは、プロテスタントたちの開拓村での出来事である。ヴェーバーが述べているように、歴史のある時期カルヴァン派の人たちは、「神の栄光」を増すために「非人間化された隣人愛」を遂行する過程で、同じ神を信仰しないか、同じ様式で信仰しない者の「存在を否定」しようとした。「究極的価値」を知っており、それにもとづいて社会をつくり律しようという崇高な願いが、なぜ人間を否定するパラドックスに転落するのか。多分それは、知っているとする「究極的価値」とそれに由来するその「実現方法」との欠陥に、原因が求められるであろう。それとも、それは人間性のいかんともし難い限界によるのだろうか。なお、ケストラー『機械の中の幽霊』（ベリかん社）参照。このような問題に対し、筆者は、広池の「慈悲ニシテ寛大ナル心トナリ、自己ニ反省ス」が、絶大なる有効性を発揮することを、いささか体験した。

## 2. 宇宙自然の法則の構造と道徳の3つの位相

広池千九郎の、特に晩年の根源的思考においては、「宇宙自然の法則」と

いう表現が頻繁に現れて、それを構成するいくつかの部分法則が説明されている。そして「道徳」もそれに対応して分類されている。

すなわち、広池のモラロジーにおいては、道徳という言葉は、次の3つの位相にわたって、定義されているのである。

- (1) 宇宙自然の法則としての道徳：宇宙自然の法則（天地自然の法則、神の心の表われとしての法則）そのもの、すなわち「天地の公道」ともいわれるもの。
- (2) 社会規範としての道徳：おおむね宇宙自然の法則の社会への現象（表われ）ともいべき「社会規範」一般（もしくは、今日世間一般で法律と相対的に区別された意味での慣習・規範部分）としての道徳。
- (3) 活動としての道徳：宇宙自然の法則ないし社会規範に適応し適合するところの精神作用と行為一般。

そこでまず第1に、宇宙自然の法則についての広池の説明をきこう。いわく、

(イ) 天地割判して宇宙現出し、森羅万象此間に存在して、所謂宇宙の現象 (Phenomenon) を成すに至れるは偶然にして然る事は出来ないのである。必ずや其原理若くは法則ありて茲に至れるものである。故に宇宙間に産出して此間に生存する所の我々人間としては、此宇宙自然の法則 (law of nature) に従はねばならぬ事は明かであります。此故に聖人は此宇宙自然の法則を天地の公道 (public road i. e. universal principle) とも称せられたのである。即ち所謂「公けの道」と云ふ名の如くに、何人も必ず遵守せねばならぬ道であるのです。されば之に従ふものは進化し、之に反するものは退化すると教へられ、而して諸聖人（釈迦、孔子、ソクラテス、キリストおよび日本神話上の天照大神を、広池はとりあげている——引用者）躬親ら之を実行して我々に御示し下さったのであります。<sup>(1)</sup>

(ここに、広池の最も根源的な「宇宙論」(コスモロジー)をふまえた法則観が提示されているといつてよい。)

(ロ) 彼の聖人の教訓、教説及び其実行せられたる所の最高道徳 (Sup-

reme Morality) なるものは、正に此天地自然の法則若くは天地の公道に当るので、人類進化の原動力であるのです。<sup>(2)</sup>

(ハ) 聖人の真の教をそのままに継承して起りたる純粹道徳は、其實質及び内容共に宇宙自然の法則でありますので、其名を道徳に藉って居りますれど、実は宇宙及び人類進化のすべての法則であるので御座ります。(退化の法則は此進化の法則の中に含蓄されて居ります) 故に此最高道徳は全く進化論的、物理学的、生理学的、生物学的并に心理学的法則に一致しますから、人間の成り立ちも最高道徳実行の因果律も極めて明白であります。<sup>(3)</sup>

以上のように、宇宙自然の法則を聖人が人間界に対して開示し実行して教えられたものが、最高道徳にほかならないといわれているのである。ここに、広池千九郎の道徳に関する最も根源的かつ広義の定義、つまり意味づけが示されている。「宇宙自然の法則の人間界への現れとしての道徳(法則)」という概念である。

このような宇宙自然の法則(天地の公道)としての道徳という考え方は、中国の古典たる『易経』の思想を想起させる。

広池は『易経』繫辭上の「一陰一陽之ヲ道ト謂フ、之ヲ継グ者ハ善也、之ヲ成ス者ハ性也」を引用している(『論文』第2版自序文)。すなわち、武内義雄によれば、「人間の道徳仁義の道も畢竟陰陽消長して万物を化成する天道に従ふこと」であって、生を助ける道が「仁」であり、生じたものを完成し保存する道が「義」である、という。あるいはまた、「天の命ぜる之を性といひ、性にしたがふ之を道といひ、道を修むる之を教といふ」(『中庸』)のであり、「万物を生成することが天地の道」で、人間の中にある「生成作用」の潜在力を発揮して「天地の化育に参贊」することこそが、人間の道徳である。「宇宙の原理を生成作用」とみ、生成作用に随順して天地の化育を賛ける原理、方法が説かれるのである、ともいわれる。<sup>(4)</sup>

とすると、宇宙自然の法則の内容は具体的には何であろうか。これについて、広池は次のように説明している。<sup>(5)</sup>

宇宙自然の法則の構造

階層性		自然の法則	人為の法則	法則違反(罪)
宇宙自然(神)の法則    万有生成化育	個人(個体)	心理法則 生理法則 (含遺伝法則)	習慣 習癖 生活様式	自己に対する罪 心理、生理法則への違反 社会に対する罪 社会の人為法則への違反 社会の自然法則への違反 自然界に対する罪 自然界法則への違反
	社会(含団体組織)	社会心理法則 社会物質(物理、生物)法則	社会規範(慣習、法など)、制度、体制 人工物、制御生態システム	個人(及び下位団体)に対する罪 心理、生理法則への違反 社会に対する罪 社会の自然法則に対する人為法則の違反 自然界に対する罪 自然界法則への違反
	自然界	生物、生態法則 物理、化学法則	—————	—————

最高道徳は神の心に基き、それより展開し来れるものである。故に其範囲は自ら大凡左の如くならざるべからざるものでありませう。

第1、モラロジーの最初の著書たる本書に所謂世界諸聖人の実行上に一貫せる道徳の最高原理

第2、自然の法則

第3、社会の法則即ち社会の慣習及び道徳の法則

第4、精神作用の法則

第5、肉体と精神との関係に於ける法則

第6、肉體と精神との関係に於ける法則

第7、遺伝其他人類進化の法則

第8、農・工・商及び経済の法則

これらの範囲のうち、第2以下のものについては、結局、

(1) 自然界の法則(物理化学的、および生物、生態学的法則——これは「自

然の法則」もしくは「自然法」と同じではない)

(2) 社会の法則(社会心理、規範、産業、生活、公共財等の人工物の法則)

(3) 人間個体の法則(心理、生理法則)

にまとめることができるであろう。そして、世界諸聖人の「道徳の最高原理」とは、これら3つの法則群に適合するものと解釈してよいであろう。

また、広池においては、宇宙自然の法則は、左図に示したように「自然(しぜん、じねん)の法則」と「人為」の法則のレベルに分けてとらえられている。両者の関係は、トマス・アクイナスのいわゆる「自然法」(lex naturalis)と「人定法」(lex humana)、あるいは中国思想における天道と人道との対比にも通じるかのようである。

およそ人為の法則とは、個々の人間と団体、集団といった人間界において、人間が意識的に形成し、人為的に左右するものである。広池の目には、この人為の法則は自然の法則から乖離しうるもので、人為の法則は自然の法則に照らしてみても、正しいものも間違ったものもありうると映った。人為の法則が自然の法則から乖離した場合に、個人および団体、社会の「法則違反」すなわち「罪」が発生するということになる。

ここで注意すべきことは、罪は単に個人としての人間のみでなく、組織や団体、さらに国家とか社会全体、さては人類全体についてさえも、発生するという点である。この点は、次節で述べよう。

ともかく、宇宙自然の法則は、以上のような構造をもっており、それを構成する自然の諸法則が、広池のいう「道徳」の根源的規定である。それは、「道徳法則」と呼んでもよからう。

ただ、このように考えるとき、いわゆる神義論上の疑問は残る。つまり、宇宙を統べる法則が、最高道徳つまり万有化育の法則だということに、一方で進化するものがあり、他方に亡び退化していくものがあるのはなぜか、という疑問である。宇宙を構成する要素のうち、いくつかのものが進化し、他のものが退化するというのも、全体が進化することの現象的な局面にすぎないといえるのだろうか。

この点とはとくに、人間界について、中国哲学にいわゆる天道と異なる人道というものを考える場合、人道も究極的には天道に包含されるという説明が行われるが、分析的にはもうひとつ、明確でない。広池は、宇宙は神の身体であり、人間の精神は「神の心」つまり「全霊」に対する「分霊」であり、分霊が全霊に合すれば人間は栄え、進化し、離反すれば退化するという。全霊つまり宇宙の働きに進化、退化の両方向が含まれるとすれば、宇宙全体の働き、つまり神の働きが万物化育にあるということと、矛盾しないのだろうか。

この点については、こう考えられよう。

二宮尊徳が述べているように、人間は全体としての宇宙の作用、つまり「天道」の中に、その一部分として、棲み生活している。しかしそこで、宇宙の他の部分の作用の仕方とは異なるものを「人道」として立てる。太陽の下では、雑草も穀草もすべて生育する如く、天道はすべて存在するものに作用するが、その中で人道は雑草を抜き取り、人間に役に立つ穀草のみを残そうとする人間の「はからい」の世界である。難波田春夫は、カントの『批判』の批判を通じて、こういっている（『社会科学研究』前野書店）。人間は、宇宙自然のさまざまな「必然の法則」系列を、人間の都合のよいように組み替える（人事、テクネーの世界）。つまり、必然性（Gesetzmäßigkeit）の中で「合規則性」（Regelmäßigkeit）の領域をつくり出す。これが天道に対する人道の関係である。

広池のいうところの人間にとっての「自然の法則」とは、人間の価値判断、すなわち、人間の「生存、発達、安心、平和、幸福」の実現、換言すれば「進化」の観点からみて、それにつながっていく法則群を指し、それに反する働きをする法則を退化の法則とするのであるといえよう。進化か退化かは、人間の価値基準から区別されるものであって、宇宙の諸法則そのものは善悪なしの「無記」ないし「中性的」なものである。人間も、究極的、長期的には「進化」、「退化」いずれの法則の作用も受ける——人間種もいつか遠い昔に発生し、やがて滅亡していく「宿命」に決まっているのであり、人類

の存続は太陽系の運命によって上限が画されている。広池もそのようなことを述べている——のであり、進化の法則といっても相対的なものにすぎない。

次に広池のいうところの「人為の法則」と「自然の法則」との区別であるが、自然の法則は上に述べた進化の法則を指し、しかも「じねん」、つまり「おのずからに生成し作用しつづけている」ものであり、これに対して人為の法則とは、狭義の意味では人間が意識的に形成した「規則」の世界のことである。もっとも、意識的か無意識的かは、しかく分明ではない。歴史の行程でいつとはなしに形成され、蓄積されてきた慣習の如きものや、個人の習癖の如きものは、半意識的、無意識的である。最も典型的な「意識的」人為法則は、社会の意思決定を経て決定せられる実定法とか組織、団体の公式の規則、個人の場合の意識的規則は努力して身につけた習慣、思考と生活様式などであろう。それら意識的、無意識的な人為法則すべてが、進化の法則としての自然の法則に適合するか否かが問われる。

広池によれば、宇宙自然の法則の働きは、万有を生成し化育することであるといわれているが、人間界の立場からは、「人間にとっての生成と化育の法則」がある筈である。それは他の生物種と共通している部分もあるが、人間種に独自の部分も当然ある。その共通部分をふまえつつも、人間固有の法則の世界が人間にとっての「万有化育の法則」である。それが「人間にとっての自然法則たる最高道徳」である。人間にとっての進化法則と、植物や動物にとっての進化法則は、共通部分はあるにせよ、それぞれ異なっており、それらが全体としての「宇宙自然の進化法則」に包摂されているといえよう。このように、自然と人為の法則、天道と人道、陰陽の道というも、具体的に内容をつかむとなると、簡単ではない。

さて、広池によれば、宇宙自然の法則すなわち道徳（天地の公道）という根源的な道徳の定義から、第2の定義が出されてくる。すなわち、道徳とは「社会規範としての道徳」のことである。いわく、

(イ) 人類が自己の保存及び発達の必要より団体を形成し、其結果其所謂



団体の保存及び発達に結局自己の保存及び発達に一致すると云ふ事から、其団体を重んずる事と為り、其結果、個人は自己を犠牲にして其団体の為に貢献する事に為ったのです。即ち個人は団体の意思に適應し、其命令に服従するに至ったのです。而してそれがだんだんに累積されていろいろな慣例 (Tradition) が出来、それが更に団体の慣習 (Custom) と為ったのです。そこで其団体の慣習が道徳と見做さるに至ったのであります。それから次に道徳の内にて、特に団体の保存及び発達に必要な事が其団体の法律として現はるるやうに為ったのであります。<sup>(7)</sup>

まず社会規範一般が道徳とよばれ、その中から「法規範」の部分の分化してきたというのである。そして広池は、このような慣習、道徳、法律という「強制力」に適應すること、つまり適應行動が道徳ともなつたと述べている。<sup>(8)</sup>しかし広池は、かかる「団体の慣習を超越する行為」の発生についても述べている。いわく、

(d) 然るに聖人若くは賢人が、其大智識と人類を愛する所の大道徳心とによりて自ら真理と認むる所のものを実行して、模範を垂る場合に於ては、其真理とする所のものは、必ず其時代の慣習、道徳、法律及び政治を超越して居るものでありますから、是れは将来に於て人類を幸福に導く所の一つの大なる真理であるのです。<sup>(9)</sup>

先の引用文(e)における「道徳」の語は「社会規範としての道徳」ということであるが、この引用文(d)で述べられていることは、いわば「活動としての道徳」の新しい原理であり、つまり、道徳という言葉が、「精神作用と行為」(働き、活動)としての道徳という第3の意味を与えられているのである。

すなわち広池においては、宇宙自然の法則への、およびその社会的表現の一部たる社会規範への、人間の適應行動としての道徳、つまり「活動」としての道徳、「精神作用と行為」一般としての道徳という第3の規定が与えられる。この活動の質に高下があるというのが、広池の主張であり、着眼である。すなわち、

(i) 最高道徳は其根本原理が宇宙自然の法則 (神の心) より出でて、

社会の法則、其他宇宙に存在する一切の法則に適合するものでありません。<sup>(10)</sup> (下略)

(ii) 今自然の法則若くは人為の法則に逆ふ精神作用と行為若くは行為を無理と云ひ、自己の発達の為に他人を害するを不道徳と云ふのであります。<sup>(11)</sup> (下略)

(iii) そこで最高道徳とは、天地自然の法則の事にて、宗教的に云へば神の心とか神の法則とか云ふものであります。即ち人間進化の原理を指すので御座ります。而して其实質と内容とは極めて深遠、複雑且つ高尚にして一々其細目を挙ぐる事は出来ませぬが、之を約めて申しますれば、自我を没却して自然の法則に従ひ、慈悲の心を起して義務を先行し、真に温、良、恭、謙、讓の人と為りて、伝統に仕へ、人を愛し而して其自己の実行の精神を他人の精神に移植して、其他人の精神を開発し、且つ救済する事であるのです。<sup>(12)</sup>

なお、通常、法と道徳とが対比して論ぜられるような場合には、まず「社会規範としての道徳」の位相が着眼され、外部 (典型的には国家権力) からの強制の有無とか、その他さまざまな基準で法と道徳との相互関係が説かれる。広池は、道徳は他律強制から自発自律へと進化したと述べているが、法に従うことも道徳に入れているから、他律か自律かという区分が、道徳概念の整理上、決定的に重要なのではない。<sup>(13)</sup> また、最高道徳のほか、普通道徳と不道徳という分類もあるが、これは精神作用と行為の質に着眼し、どこまで宇宙自然の法則つまり神の心に従っているか、万有化育に参加しているか、という観点からの区分である。

注

(1) 『論文』第2版自序文、1—2頁。

(2) 同上、8—9頁。

(3) 『広池千九郎モラロジー選集』(一)、モラロジー研究所編、昭和51年、276頁。

(4) 武内義雄『儒教の精神』岩波新書。

(5) 広池のいう「自然の法則」は、コンテキストに応じて意味を読みとらねばなら

ない。時には「自然界の物理、生物的法則」を意味することもある。他の場合には人為に対する自然（じねん）——歴史的自然法——である。おおむね人為とじねんとの根柢にある進化の法則としての自然の法則（価値判断込みの概念）である。これは西洋流の「自然法」、つまり中世的には「神の法」（永久法*lex aeterna*）を人間理性がつかんだものという観念に近い（『論文』⑦2090頁以下）。東洋的自然法も参照。

- (7) 『論文』⑧819頁。
- (8) 同上、⑧820頁。
- (9) 同上、⑧828頁。
- (10) 同上、⑧3022—23頁。
- (11) 同上、⑧3077頁。
- (12) 『選集』(一)、190頁。
- (13) 法と道徳の関連は数え切れない文献があるが、M. ヴェーバーの『法社会学』（世良訳、創文社）29頁以下参照。言葉の定義にもよるが、「法と道徳の相互浸透」が今日の時代の傾向であると筆者はみている。

### 3. 罪と贖罪の意味および構造

さきに、第1節で述べたように、広池の根源思考においては、人間が自己の運命の成立せる原因を知り、ついでその改善のために合理的な努力をすることが、最高道徳の出発点であるとされている。そして第2節でみた如く、人間の運命を決定する法則は、宇宙自然の法則を構成する個々の諸法則であり、それらが複合的に作用し合っているのである。すなわち、人間の活動としての道徳、精神作用と行為は、これらの諸法則をさまざまな形で意識的、無意識的に組合せているのである。

さて、広池は極めて重要な指摘を行っている。彼によると、まず人間の、個人的、団体・社会的な「罪」を明かにしたのち、その罪を贖う、つまり「贖罪」ということが道徳実行の根本動機でなければならないという。これは、道徳実行が、「消極的動機」に発し、贖罪もしくは解脱を通じての「品性完成」を目指すということである。広池はわれわれ人間の運命成立の原因

を、まずなによりも宇宙自然の法則に対する人間の「法則違反」、罪、過失もしくは不完全な努力、の観点からとらえ、その欠陥を埋め合せていくべき人間の「義務」に着眼するのである。

広池の罪の概念は、神、宇宙の万有生成化育に人間が十分に参入せず、自己、他者、団体、社会、人間に与えられた自然の恵みなどを、十分に生かし切っておらず、不完全な努力にとどまっているというにある。これは不完全、未完成の罪である。筆者は、広池の罪概念は、前節でみた宇宙自然の法則に対応して、つぎのような構造になっていると思う。

#### 1. 個人の罪

- (イ) 自己に対する罪  
自己の習慣、習癖による人間の心理、生理法則への違反
- (ロ) 社会に対する罪  
①社会の人為的法則への違反  
②社会の自然法則への違反
- (ハ) 自然界に対する罪  
自然界の法則への違反

#### 2. 社会の罪（団体、組織、国家など）

- (イ) 個人に対する罪  
人間の心理、生理法則への違反
- (ロ) 社会自体に対する罪  
社会の人為法則が社会の自然法則に反するもの
- (ハ) 自然界に対する罪  
自然界の法則への違反

さて、広池によれば、最高道徳は、世界諸聖人が「宇宙根本唯一の神」の「慈悲心」を体得実行して実現した道徳であり、われわれもそれに見習い、贖罪を通しての「最高品性」の完成に努めなければならない。いわく、

- (イ) それ故に此最高道徳の実行も亦、結局は自己の保存及び発達に其基礎が置かれて居る形には為って居れど、而かも其所謂道徳実行の動機及

び目的は、自己の過去に於ける過失及び罪惡の解脱に存在して居るのであります。即ち自己の道徳の実行、換言すれば自己の道徳的生活は全く自己の過去に於ける贖罪の爲めに働くといふ聖人の教へに基けるものであります。斯くの如く道徳の実行が消極的な動機及び目的に立脚することが、非常に自己の最高品性を完成する貴重なる方法に為るのであります。<sup>(1)</sup>

(d) 斯くて最高道徳に於ては、直接に自己の健康、長命、開運、名譽若くは利益の獲得を目的として行動するのでなく、其獲得は、自己の品性完成の後、間接に来る所の自然の結果とするが故に、最高道徳は其実行の動機及び目的が従来の普通道徳の如くに利己的でないのであります。<sup>(2)</sup>

(そこで広池は、次のように極めて逆説的な表現をとって、贖罪と品性完成の重大さを強調している。)

(e) 最高道徳に於ては、何事を為すにも、之を以て他人の爲め、国家の爲め、若くは社会の爲めに働くなどは云はないのであります。一意自己の過去に於ける神に対し、人に対して無意識的若くは有意識的に犯せる所の罪の贖いと、更に自己の将来の品性完成の爲めとに、犠牲を払うのであると云ふ精神作用によって、最高道徳的努力をするのであります。<sup>(3)</sup>

ちなみに、内村鑑三は、「世にいまだかつて罪を犯さざる人一人も無し」と述べ、「人間は完全たるべく神に命ぜらる。自分は人間である、故に自分は完全なるべき義務がある。自分は自分の犯したる罪の責任を負わねばならぬ」といい、「完全はわれら各自の義務である」と強調する。そして、罪とは、「靈魂の腐敗」であるとする(亀井勝一郎編『内村鑑三』、筑摩書房、参照)。

以上のような贖罪のための道徳実行という広池の考えは、人間の日々の生存、発達への努力についての深刻な反省、洞察、あえていえば「絶望的反省」(下程勇吉は「絶望的自覚」をいう)とでも呼びうるころの、人間存

在への深い洞察が込められている。すなわち、人間は生存への営みにおいて、多かれ少かれ法則違反つまり罪を犯さないものはないという反省と自覚である。さきの引用文(e)は、まずそのことに努力を集中するなかで、改善向上しつつある自己の精神作用と行為とをもって、他者の救済、国家社会の改善にも努力する(人心開発救済)ということの意味し、しかもそれによってまた自己の精神作用もいっそう向上していくのであり、自己の品性完成は、自分だけの運命改善をいっているのではない。ここには、大乘的論理が秘められているのである。

罪と贖罪に関して広池説はキリスト教の原罪説と対比されよう。<sup>(4)</sup>しかし広池の説くところは、人類の祖たるアダムとイブが神の命令に違反したという神話的象徴の説明にとどまらず、人間が日々刻々、日常の生活において、神の法則からみると不完全なところがあり、日々刻々、生きる営みの中で必然的に罪を犯しつつあるという、不断の、謙虚な反省をともなう事実認識から出発しているのである。いわく、

(f) 私共は、祖先以来の不完全なる道徳的生活は姑く措くとするも、自分の記憶せる点だけにて真に正義(神の万有を生成し化育せんとする平等愛を広池は宇宙的正義と名づける——引用者)の精神と行動によりたる行為は甚だ少いのでしやう。(中略)

然らば人間的正義(human justice)より更に高き宇宙的正義(universal justice)即ち宗教的に云へば神の法則に比較しては、私共の従来実行せる道徳は極めて不完全なるに相違ありませぬ。此故に、あらゆる宗教にて一切の人類に「神に対する罪」(Sin)を有せぬものはないと申しますのは、實際上動かぬ事実であります。<sup>(5)</sup>

(g) 聖人の教説及び実行によれば、私共の生命、財産、及び自由は神の所有であります。然るに私共は之を放縱的に使用せる故に、解脱(Deliverance)とか贖罪(Atonement)とかの必要が起つたので、是を以て私共の一切の権利若くは幸福は、自ら其義務を先行するより他に方法なき事に帰するのであります。<sup>(6)</sup>

このように広池は、彼の「神に対する罪」をシン (sin) と名づけ、人為の法則たる国家の法律に対する罪をクライム (crime) とし、これはシンのうちに含まれるという。ともかく、彼は人間の生きる営みにおいて、人間は罪を犯さざるをえない存在だという見方をもっており、人間の道徳的判断力と実行力の限界について、十分に考えていたようである。そのことが、「大法と小法」に関して述べられている。その大意をみよう。

大宇宙の自然の原理、即ち神の心は「大法」と称し、その自然の原理の表現即ち現象の法則もしくは人間の案出した種々の法則は「小法」という。大法は無形的もしくは精神的で永久性を帯びているが、小法は自然の一部を含むのみであり、有形的もしくは物質的にして一時的性質のものである。大法はこれを人間の精神内においては体得し蓄積することができるが、一旦これを言語、文章もしくは行動に表現すればすでに小法となるのである。いわんや、神の法則に反する如き不純な主義とか学説や信仰とかにもとづいて、何で大宇宙の真理を表わすことができようか。<sup>(7)</sup>

ここには、広池の現実直視の立場が現れている。すなわち、それは、単純な天人合一説とか、神人合一説ではないのである。もちろん、すでに述べたように、広池によれば、宇宙は神の身体であり、神の心はいわば「全霊」であって、その宇宙の一部たる人間各個の心は「分霊」という関係にあり、そうして分霊がこの全霊に合致すれば榮え、乖離すれば没落するとも述べられている。全霊と分霊とのこの包摂関係は分析的に必ずしも明瞭ではないが、看過できない問題指摘である。<sup>(8)</sup>

さて、広池が主張するように、人間が罪を犯すほかない存在であり、人間の生活がその贖いつまり贖罪の行でしかないとして、それではいったい、罪にはどのような種類があり、相互にどのような関係が存在しているのであろうか。それは、前節で述べたように、宇宙自然の法則に対応して、個人の罪と社会の罪とに大別せられる。その大綱は本節のはじめに示したとおりである。

宇宙自然の法則は、自然界の法則、社会の法則、個体 (個人) の心理、生理法則とから成り立っており、その働きは、万物を生成化育し、平均と調和を実現するところの、宇宙的慈悲、神の平等愛である。そこで広池における「罪」とは、この神、宇宙の働きに人間が参入せず、慈悲の働きを忘れ、万物を化育せず、万物の発展可能性を十分に実現していないこと、つまり「不完全」の罪といえよう。これが宇宙自然の法則への違反たる人間の過失もしくは欠陥なのである。

このように考えると、まず自然界そのものには罪はありえないであろう。罪は人間個人の罪、団体などの社会の罪だけが成り立つ。

#### (1) 人間個人の罪について

そこで、第1に、人間個人の罪についてみよう。

(i) 個人の自己に対する罪：これは、人間個人のレベルに現れるところの宇宙自然の法則たる心理、生理法則(これらは自然の法則である)に対し、個人の習慣、習癖 (心使いのくせ、傾向)、生活様式など、個人の次元での人為の法則が、違反するものである。心理、生理法則は人間の健康、長命、子孫の繁栄をもたらすように作用する法則系列である。その望ましい作用の仕方に反するのが、人間一人ひとりの罪である。人間は生理的欲求、社会的欲求、精神的欲求をもち、健康、安全、憩い、社会的な共感、人間どうしの交わり、さらに心の進化、超越、聖なるものへの希求といった欲求をもち、こうした欲求の根柢にある法則が、われわれ各自の責任によって身につけている精神作用と行為の特質を通じて歪められるのである。ただこの点は、特に胎児、幼児、少年期の両親など家族の生活習慣とか心使いのパターンなどの影響があるので、単純に個人に帰属する部分を分離し確定することはむづかしい。また、後述するような一般社会の罪も加重して作用するので、なおさらである。しかし、概念的には区分できるし、問題の解決、改善のためには、各要因の作用は分析的に確かめる必要があるだろう。

(ii) 個人の社会に対する罪：これには「社会の人為法則」への違反と「社会の自然法則」への違反とがある。

社会の人為法則への違反とは、社会の法律や慣習などへの違反である。この場合、たとえその法律や慣習自体は合理的なものでなくても、その禁止もしくは要請するところに違反するならば、一応は人為法則への違反とされよう。ただし、こうした正しくない人為法則は社会の罪であり、改善しなければならぬ。

社会の自然法則への違反とはこうである。すなわち、社会の現存する人為法則への違反はなくても、つまり法律や慣習では許されていても、社会の望ましい発展のために好ましくないことである。たとえば、個人営業もしくは法人企業が、ある物財が社会全体のニーズを充分満たすだけ生産されているときに、それにもかかわらず、その物財を社会的需要を超えて過剰に生産し、社会の合理的な資源配分をそこなうことがある。また、学問、芸術、宗教、その他、精神活動の分野でも社会の進化にもとるようなものを提供することは、やはり問題であろう。

あるいはさらに、個々の人間の心理法則の合成として「社会心理」に現れるところの自然法則（自然界法則ではない）に関して、しばしば違反が行われる。たとえば、ある組織のリーダーが、構成員の心身を疎外するような組織づくりやリーダーシップを行うとき、その組織風土は人間の万有化育の働きの一環として、人間を育てるという役目を果していないことになる。これは、家庭における老人への待遇と孝養、大人と子供など、すべての人間集団内部で現れる。

(v) 個人の自然界に対する罪：さまざまな環境破壊の行為は、われわれ個人によっても行われているし、資源の浪費もそうである。

以上が「個人」としての罪ないし法則違反であるが、これらは生身の個人を超えて、複数の人間が集まってつくる集団、団体についても、あてはまる。団体の過失、違反も個人の場合に準じて考察できる。

ここで、念のために、「罪の評価」という問題について述べたい。個人であれ、社会であれ、罪の問題は、進化と退化、善悪、好嫌についての社会的な評価システム——それが社会の各人の価値体系に浸透して作用する——と

不可分だからである。すなわち、個人、家族集団、企業その他の団体、組織、一つの民族や国家など、すべてはより大きい上位集団によって評価される。

そこで、個人、団体、ある社会について、罪すなわち法則違反、あるいはプラスの特性があるとされるとき、それをより上位の社会レベル、たとえば社会全体、国家、国際社会などがどのように評価するか、それによって事実は潤色をうける。そして、良かれ悪しかれそのような「社会による評価」が長く続き、定着するであろう。その場合問題なのは、社会とか国際社会の側の「評価尺度」つまり社会意識に込められている価値基準が、偏見とか不合理なものであって、人間性に反するとき、社会の下位主体の「罪もしくは善の働きや状態そのもの」が社会の上位主体によって不必要にあるいは不当に増幅されて作用し、そのことによって当の下位主体、個人、家族、企業等の団体、民族、国家などの本来の発展が阻害されることである。発展が促進されるときは問題ないだろう。

この阻害が起こる場合には、より上位主体の社会の方に罪があって、社会が、したがってまた社会の人びとが、意識するとしなないとにかかわらず、「不合理な価値判断をする」という「社会の罪」を問われるべきなのである。この問題の科学的究明を怠って、下位主体たる個人、家族集団、その他の団体、社会等々の罪の認識を、安易に増幅してはならないのである。ある社会、ある国家、さらには全人類社会のいづこにか、こういう社会の罪の問題が発生しているかぎり、各個人は、たとい自分はそのような偏見や誤解からは自由であると思っていなくても、やはりその社会、国家、全人類社会の一員として、その社会の罪を分有するといえよう。これが「普遍的原罪」である。筆者はこのように考えている。この点、次節のコモンズの原理を参照されたい。

こうしたことの例として、世間によくあるように、「あの親にしてあの子供が……」とか、「あの会社、学校はこうだから……」とか、「あの民族、国家は云々……」というような一定の価値判断を定着させる場合がある。

その判断が良いものである場合、たとえば親切である、努力家だとか、勤勉正直な国民性であるといったものであれば、大きな実害は生じない。しかし社会的評価が人間を圧殺するような場合、法の下での平等や人間性を侵害するようなときには、それは神の心たる慈悲の原理、つまり万人に対する平等愛の原理からみて、許されない。

本稿に定義した罪の概念は、このような誤まった不合理な評価の霧を払って、広池のいわゆる人間の生存、発達、安心、平和、幸福つまり人間の進化につながるという正の価値判断に立つ「自然の法則」を基準として、規定されるものである。このことを、特に強調しておきたい。罪は、広池が強調する「神の最高英知」の地平から見られるべきものであり、通俗的な不条理性をもって規定し、あげつらうべきものではない。

さて、そこで個人的罪について、第2に社会の罪について、より立ち入って考えてみよう。

## (2) 社会の罪について

社会の罪という場合、まず社会とは、団体——家族は最も緊密な第1次集団として個人に準じて扱うことのできる場合もある——たとえば学校、企業、その他の組織、あるいは地域社会、政府、国家社会全体、さらに全人類社会に至る大小さまざまなレベルを考慮しなければならない。そこで、社会の罪は、以下のように分類されよう。

(i) 個々の人間に対する罪：これは社会の規範とか制度、あるいは社会の人工の物的システムが個々の人間の心理、生理法則に違反するような場合である。さきに述べた組織の例でいえば、リーダーの人格、リーダーシップの質、地位や役割など組織構造が、人間性を阻害し、また集団としての組織の生命力を発揮せず、社会のニーズに対応できない場合である。通常、すべての組織は公式（フォーマル）と非公式（インフォーマル）の二層の構造をもつが、両者の質および相互関係が良好でなければならない。

全体としての社会についても、同様のことがあてはまる。社会の公式制度もしくは規範体系、さらにそれらの根柢に存在する社会意識や価値観など

が、個々の人間を圧殺したり人間疎外を生み出すならば、その社会は全体として「個々の人間に対する罪」をもっているといえよう。もし社会の一部の人びとが、疎外され差別されているとき——疎外と差別の定義もいおう社会一般の不十分な価値基準によって決まるので、それを超える立場が必要となるのだが——他の人びとはそのことによって直接利益を得ている場合はもちろん、たとえ直接の利益を得ているのでないときでさえも、社会全体としての人間に対する「共同の罪」は無視できない。不利な立場に立っている人びとも、そのような社会のしくみを「改善する共同の責任」は、後述するように、社会全員と共に、分有するものといえよう。人種、階級、身分、性、年齢、職業その他にもとづく「不合理」な差別とか、失業などの形で発生するところの「労働する権利・義務」の「不実現」といった問題をかかえている社会は、社会としての贖罪が問われるのである。

(ii) 社会自体に対する罪：これは、社会が不完全な人為法則をもつことによって、社会の自然法則に反する事態を生み出す場合である。これは「パンとサーカス」という西洋古来の社会崩壊の物語りを想起すればよい。ある社会が、社会の構成員に対してその逸脱した欲望の満足のために、社会の存続、再生産を危くする分配制度もしくは公共システムをもったとき、たとえそれがその社会としては何らかの合理的で正当性をそなえた手続きにもとづくものであったにせよ、そのような社会は、社会の永続的發展を保障する自然の法則に背反する道を進んでであろう。今日、世界各国が悩んでいる財政問題などは、古来のこうした問題の今日的現れであるといえよう。（J. M. ブキャナン『赤字財政の政治経済学』文真堂、参照）。古来の奴隷制度などもまた、ひとつの人為的制度であったが、やはり社会の自然法則に反するものとなって終焉したのである。不合理な政治、法システムも社会の進化を阻害する。

さらに国際化時代においては、国際機関、国際秩序などが、国際的人為法則として、人類にとっての自然法則、人類進化の法則に適合するかどうか問われよう。

(v) 自然界に対する社会の罪：この最も典型的なケースは環境破壊であり、資源の浪費である。このような問題は、個人、団体によっても発生するが、社会全体が資源浪費型かつ環境破壊型の生産・消費システムをもつことが問題である。地中海沿岸のハゲ山、中北部中国や朝鮮半島の山野の樹木不足（近時は解決されつつあるという）、さらには世界的な砂漠の拡大は、個々人の行為というより、集団、社会、国、全人類的な文明の課題である。

以上、個人としてのおよび社会としての諸々の罪は、結局、宇宙自然の法則への違反であり、すべて根源的には「神に対する罪」（シン、Sin）ということになる。広池によると、このような罪からの解脱が、「義務」の先行であり、「品性完成」であり、それが道徳の実行にほかならないといわれるのである。そこで次に、かかる罪からの解脱がいかに行われるかが明かにされねばならないが、そのためには、道徳実行の「場」としての社会の存立構造を把握しておかねばならない。

注

(1) 『論文』②2042—43頁。

(2) 同上、②2043頁。

(3) 同上、②2171頁。

(4) 同上、②2654頁。キリスト教の原罪の意味については、Aldous Huxley,

Human Nature 参照。

(5) 同上、②2160—61頁。

(6) 同上、②2182頁。

(7) 同上、②3207—08頁。

(8) 同上、②2290—91頁。

#### 4. 道徳の場としての社会の存立構造

広池千九郎も明瞭に述べているように、道徳は、神、宇宙自然の働きへの参入であり、それは自己自身に対して、また自然界に対して働きかけることを伴ないながら、本来、他の人間との間の直接間接の相互交渉の過程におい

て実行されるものである。したがって自己の贖罪といってもこの社会の場を通して行われるのであり、他の人びとのかかわりをもたない孤立した道徳実行は、広池のいう意味での道徳にはありえない。広池は、自己の品性完成と社会の改善との関係について、次のように述べている。いわく、

凡そ純粹正統の学問は、人類の発達及び幸福の根本原理に適合する事が、其学問の本質であります。而して人類の発達及び幸福の根本原理は、聖人の教へに基く所の最高品性を有する個人の多数を其成員とする所の国家の出現に在るのです。……此故に純粹正統の学問は、第一に個人の品性を完成する事に力を致し、第二に其所謂品性は自我没却の精神を以て、国家の秩序、統一、国民全部の幸福の実現及び世界平和の実現を図らむとする人間の慈悲の精神を完成する事であります。……或は個人の品性完成のみに重きを置き、或は国家の保存のみに重きを置き、或は単に世界の平和のみを高唱して空虚なる議論若くは運動を為す如きは、何れも皆異端に属するのであります。<sup>(1)</sup>

さて、社会とは何であろうか。社会とは、さしあたり個人の集合体であろう。しかし単なる集合体ではない。さまざまな関係をもっている。社会の場において道徳を実行する人間は、一人ひとり、3つの位相をもっている。

(i) 生理的存在、つまり生身をもった存在、(ii)社会的存在、つまり他の人びとと交わりをもつ存在、(iii)精神的存在、つまり人として生きる意味を求め、自己の完成、実現、超越を求める存在、である。人間は、健康と長生を希い、他の人びととの間の共感を求め、さらに生の意味を求める。このような3つの位相をもった人間が、社会の場において出会うときに、その「交わり」はどのような構造になっているであろうか。それが道徳の社会的な構造を決定するのである。

それを明かにするには、まず第1に社会的相互作用の分析が必要である。<sup>(2)</sup>

社会は、個人と個人との間の「相互作用」(interaction)に還元できるわけではないが、さしあたり人間の相互作用に着眼すると、それは、

(i) 情報連関

## (d) 物財連関

## (e) 活動連関

に分類される。情報連関とは、情報もしくは精神（心理）を媒介とした連関であり、情報もしくは精神の伝達、交流自体が主目的であるような相互作用である。物財連関とは、物財つまり物質的な経済財を媒介とする相互作用で、物を売買するとか、贈物をするなどの相互作用である。活動連関は相互作用当事者の身体的活動の交流そのものが目的であり、遊びやスポーツ、医療、家族のような緊密集団内の生活とか、通常人格的交流といわれるものの多くは、この形態をとる。もちろん、以上は要素的に分析したのであって、現実には3つとも合体して道徳つまり精神作用と行為は行われるのであるが、その質を明かにするには、要因に分けてみる必要があるとらう。

しかし、第2に、われわれ人間の行為を社会の場で位置づけその波及効果までも考慮に入れようとするときには、これらのいわば直接的連関のみを観察しているだけでは不十分である。当初、経済学で定式化され、今日では一般に社会科学の各分野でも導入されつつある「外部効果」(external effects) という事実にも着眼しなければならない。外部効果とは、複数の相互作用当事者の間の意識的、無意識的行動が、第三者に正もしくは負の効果が波及する場合である。「隣の家に倉が立てば腹が立つ」といった負の精神的外部効果もあるし（だから広池は、富豪に豪邸を建てるより、人心開発救済をせよと教えている）、養蜂家がミツを集める目的で蜂を飼っているとき、その蜂が他人の所有する果樹園の授粉作用も助けるといのように、予期しない正の外部効果をもたらす場合もある。また、新しく進出してきた化学会社の工場が排水井戸を工場内に掘り、そこに秘かに排水を流し込んだため、周辺の住民の使用する家庭用井戸が汚染されるという場合とか、その他、環境問題の例があろう。これと同じように、A国の排煙がB国の大気を汚すという国際的環境問題もある。<sup>(9)</sup> 今日では「水に流す」わけにいかなくなっているのである。

そこで、第3に、こうした相互作用を支える「公共財」(public goods)

の存在に着眼しなければならない。そこには、ガレット・ハーディンが「コモنزの悲劇」でとりあげたような問題がある。

公共財（コモنز）とは、法律的に言えば共有、合有、もしくは総有いずれの場合もありうるが、要するに最も典型的には社会の全員もしくは不特定多数の人のびとによって共同利用されるものであり、その供給は大気、水、大地のように自然によって与えられるものか、公共建造物、公共基金（財政コモنز）の如く人工的なものもある。この人工的公共財（人工的コモنز）のなかには、今日の国防、教育、政治、司法あるいは文化、宗教などにかかわるあらゆる社会公共領域が含まれ、それらが人間の公共の場として、道徳実行の基盤となっている。

筆者は、以上の如き物財的な公共財だけでなく、情動的な公共財として、さまざまな社会規範、社会的価値体系までも含める。例えば、憲法（基本法、constitution）などは1つの社会を支える根本的、普遍的理念として、万人に適用され共有される公共財（公共善、共通善 bonum commune）である（E. ブキャナン等の説）。また、そうしたものを社会的に形成していく「社会的意思決定システム」(social choice, social decision system) も、政治システムとして、公共善の中に入る。さらに、J. ロールズが述べているように、社会構成員の「能力」もまた、その社会全員の共有資産とみることができるとも（J. Rawls, The Theory of Justice）。そうだからこそ、われわれは、自己の能力を自己の栄達のためにのみ使用することは、利己主義と判断するのである。広池は、すべて存在するものは神の身体の一部であり、「神の所有」であると述べている。

実は、このようなさまざまな現象の根源には、全人類までの広がりをもって、極めて重大な社会存立の原理があるのである。筆者はそれを「コモنزの原理」(the principle of commons) と呼びたい。これは、情報、物財、活動、人間主体から構成される社会空間が「非ニュークリッド空間」であるということである。いいかえると、社会というものは、他の領域から孤立して存在できるような「私的空間」に完全分割することはできない、ということ



である。われわれ各個人は、自分自身および自己に所属する物財や、言語、社会規範や社会的価値体系などの情報の世界の中で他の人びとから完全に区分して独立に自分だけの領域を設定できない。「これは自分のもの」というのは、あくまでもひとつの約束ごとにもとづく擬制であって、法的、慣習的にそういう約束が一応成り立っているにすぎない。すべて「借物」であり、もともと神の所有であるということもできよう。

自分のものは、必ず公共財の助けをかりなければ、生きて働かせることはできない。自分の冷蔵庫は大気と水という公共物を一時、電気と熱という形で「借りる」システムにすぎない。すべて公共空間に依存して存立しているのである。人事百般、同様の原理が存在している。これを要するに、私的な人間とその付属物は、つまり個々の人間は、コモンズの海に浮かぶ小島なのである。実はここに、広池のいうように、道徳は、つまり自己の品性向上を目指す活動は、必ず菩薩行として、大乘的に「自他」の人心を開発し救済することを通してしか、完成しないのであって、孤立的な小乗的道徳実行は、動機・目的をいまだ段階はともかく、不十分なものであるという根拠がある。人間存在は、普遍的なコモンズの場において、他の存在との相互連関、相互浸透を通じてしか、品性完成できない。重々無尽の構造なのである。

ちなみに、心理学者のユングは、われわれ人間の個人的意識と個人的無意識の底に、集合的無意識 (collective unconsciousness) の位相を考えている<sup>(4)</sup>。それによると、個人は、永遠の時間の流れの中で、あたかも大海の水から盛上がりやがてまた消えていくひとつの波の如きものである。もちろん、それぞれの波は個性をもち、二つとして同じものはなからう。これに加えて、筆者は「集合的意識」つまり社会意識も考えるべきだと思う。社会規範は、歴史的に蓄積された集合的価値の表現にほかならない。ディルタイが人間の相互理解 (Verstehen) の根拠としてあげている「客観的精神」なども、このような集合的な位相である (O. F. ボルノウ『ディルタイ』参照)。

以上は、人間存在をいわば横の社会的連関においてみたものであるが、人間は歴史的な時間の中で、生命的連関、物財連関、文化的、精神的連関を考

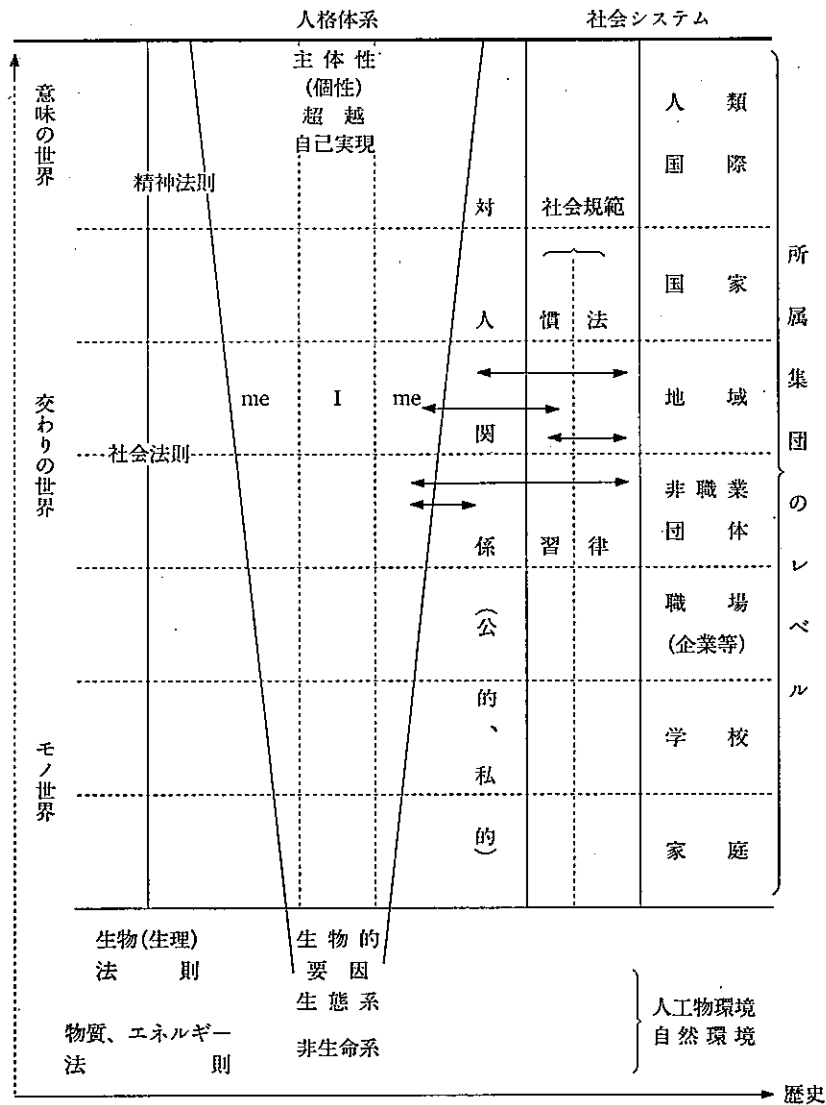
えねばならない。個々人は、過去にさかのぼれば血縁の上で無限の先祖をもち、地球上の各社会はその系譜を、家とか、家系、親族、氏族、同族、家族、あるいは地域、国家にまたがる民族といった形で、社会的に意識してきている。文化、制度、言語、学問、その他技術、物的施設など、過去の社会の人びとの努力の成果を受けついでいる。われわれは、このような歴史的系譜の中に生きついでているのである。

かくして、コモンズの原理にもとづく社会の場においては、道徳実行の主体をすべて個人に還元することはできないだろう。筆者は、道徳を実行する社会的主体に、階層性があると考えたい。個人は、すべての階層と関係をもつが、しかし個人のほかに、家族のような第1次集団から始まって、学校、職場 (企業など)、任意集団 (同好会、クラブなど)、地域コミュニティ、国家、国際 (国と国との間) そして全人類という最も広範なレベルまでの階層性がある。

実は広池千九郎も、階層的な社会構造論をもっており、郡県制とか封建制の立場から社会体制を検討している場合もある。彼は、大部分は個人 (ならびにその系列としての家系) の観点から道徳を論じているようにみえるが、それにとどまらず、団体、社会、国家、人類の道徳性と道徳実行について論ずるところ、多大のものがある。因果律の分析も、「団体的方法」を強調している (『論文』⑨参照)。道徳実行は、個人についても、団体および社会国家レベルでも成立するといえよう。

すなわち、社会全体として道徳を実行することによって、社会共通の規範、公共財の水準が底上げされ、すべての社会成員に適用される社会生活の水準が上昇する。これは、たとえば奴隷制とか、カースト制などの如きシステムをもっている社会に、近代的な人権思想にもとづく憲法が導入された場合 (単に文書として導入されるのみでは不十分である。アメリカ独立宣言と奴隷制の並存をみよ)、そのような差別システムは廃棄される。少なくとも社会の公式制度の上では、そのような道徳性の低いものはなくなる。各人は、そのような共通の土台の上に、各自の自由権の範囲において、各人の価

# 社会と人間の存立構造



注) 細川幹夫氏の原因より作成。「第9回モラロジー研究発表  
会要旨集」(モラロジー研究所) 1981. 12, 59頁参照。

値観にしたがって、道徳を実行することができる。<sup>(5)</sup>

ただし、このようにみえてくると、各人の「責任」ないし「義務」も拡大する。たとえば、デモクラシーの政治システムとなれば、国民すべてが一人ひとり国政に参加すべき主権者となるから、社会の共通善を増大させるさまざまな「共同の義務」の遂行に参加しなければならない。社会はコモンズの原理にもとづいているから、各個人の権利義務は、社会成員すべての共同の権利義務の分有にすぎない。個人の尊厳は、究極的理念としては独立不可侵のものであるが、それはコモンズの原理にもとづいて、他の個人の尊厳との共存をまっぴらしてはじめて「実現」するものである。基本的人権の理念の歴史において、法の下での平等という大前提にもとづいて、古典的自由権が、社会経済の発展と共に修正されてきたのは、コモンズの原理を過小に評価していた古典的自由主義の理念としての終焉 (J. M. ケインズの「自由放任の終焉」) を物語るものである。

このような傾向は、今日の国際関係 (国家を単位とする) および人類社会全体においても、現れてきている。世界秩序の再編成の動きが、さまざまな局面で進行している。<sup>(6)</sup>

道徳実行の「場」としての社会は、コモンズの原理にもとづいており、広池の最高道徳はこのような存立構造をもった社会で実行されるものである。

注

- (1) 『論文』②2552頁。
- (2) コモンズの原理については、拙著『政治経済学』成文堂、1981年、による。なお、公文俊平『社会システム論』日経新聞社、参照。
- (3) インドネシア、マレーシア、シンガポールの間に発生した大気汚染の問題などが、国際的環境汚染である。いわば、国際的「相隣関係」である。
- (4) C. J. Jung, The Archetypes and Collective Unconsciousness, Collected Works, vol. 9, 1.
- (5) 人権思想の発展は、いちおう人類全体の「義務先行」の成果であるといえよう。なお、広池は団体の道徳性と、その中における各個人の道徳性の相違ならびに運

命の変化について、まことに興味深い指摘をしている。『論文』③3076頁。

- (6) 国際秩序におけるコモンズの原理については、古くは公海の自由をめぐるセルデンとグローチウスの対立する立場があったが、その後の動向は、ティンバーゲン編『国際秩序の再編成』ダイヤモンド社、1977、および前掲『政治経済学』参照。

## 5. 贖罪と道徳実行の社会的展開のために

道徳実行の場たる社会の構造を以上のようにとらえるとすれば、広池が述べているところの、「運命の責を負って感謝す」とか、「運命改善の全責任を自己一人にて負う」という覚悟にもとづく贖罪は、どのような内容のものとなるであろうか。

まず第1に強調されるべきことは、運命成立の原因つまり法則のからみ合いと法則違反つまり罪の、冷静な認識である。一方で、すべてを個人や家族のせいにする「方法的個人主義もしくは家族主義」、他方ですべてを一般社会の責に帰する社会還元論、すなわち「方法的全体主義ないし社会主義」も、共に両極端であろう。

第2に、社会が、前節で述べたように、コモンズの原理にもとづいて成立しているのであるから、自己と他者の双方の贖罪は本来、分離できない。われわれは、常人であって、キリストやソクラテスその他の聖人のように、人類全体とかポリス（国家）全体の罪を一身に負うていわゆる「身を殺して仁を為す」ことは容易に可能ではない。けれども、他の人びとの運命もわが事として、社会改善に尽力しなければならない。特に、前節で述べたように、われわれが生活し道徳を実行している——広池の「活動つまり精神作用と行為」としての道徳の規定からみれば、生活していることは必ず何らかの道徳実行である——社会の場においては、精神、物財、活動の位相すべてにおいて、外部効果、公共財が存在し、罪および道徳実行、贖罪の成果についてもより上位の主体による社会的評価が加わる。ゆえにわれわれは、集団、社会としての道徳実行にも参加しなければならない。人間各自の贖罪つまり品性

完成は、このような社会の存立構造をふまえた「社会的連関」を知って行われるものである。つまり、公共性にもとづく道徳である。

第3に、個人、集団、社会の現状つまり運命の改善については、現状成立の諸原因が分かるだけでは不十分である。すなわち、

- (i) 原因が確定でき、その原因を除去すれば運命も改善できるときは、その原因除去に努力する。これが一般的な贖罪のケースであろう。
- (ii) しかし、その原因を除去しても、もはやそれによって結果は変えられないという場合には、原因の除去でなく、改善のための新しい努力が必要となる。
- (iii) 発生した原因およびそれによる結果はそれ自体変えられない場合もある。このときは、その原因と結果に執着しない「新生」が必要となる。たとえば、神谷美恵子が『生きがいについて』（みすず書房）の中で報告している個人の病のケースなどは示唆するところ大である。他にも、社会的な問題で「取りかえしのつかないもの」もたくさんあろう。そのときは、社会的な新生、広池の言葉では「更生」（生まれ更り）が必要となるであろう。

第4に、特に「社会の罪」については、自己がそれによって苦痛を受ける立場でも、かりに受けない立場——これは「無知の罪」だと思ふ——でも、ともに自他不二の心になって苦しみと喜びを共感する地平を開き、「共同の改善責任」があることを自覚し、冷静かつ合理的な方法でもって社会改善に取り組まなければならない。この共同責任を分担することは、宇宙の万有生成化育の働き、神の平等愛に自分も一つの分霊として参画しようとする努力にほかならない。

また、世の中には、自分一人で行いえず人びとが共同で行わねばならぬものがたくさんある。さきに述べた公共財の領域にそれが多い。広池も、一方で最高道徳は一人にても行うべきことを述べながら、最高道徳の精神にもとづく「共同の事業」への参加を十分に強調している。福祉社会のための公共的制度と活動はそこにおいて、より人間的なものとなろう。

第5に、社会規範、ことに法律の改正について、広池の考えをみよう。彼によると、本来、法というものは神聖なる精神の表現であり、国民が法を遵守すべきことは、あたかもソクラテスが毒盃をあおいだ如くであろうが、欠陥ある法については、それは合理的、秩序的な方法で改正すべきである。いわく、

モラロジーによりて開発せられたる所の国民は、其開発せられたる所の人員の多少及び其開発の深淺の程度に応じて、漸次に自発的に其国体、政体、政治、法律若くは慣習を其国民の安心及び幸福に適するやうに改造して行くやうに為るのであります。<sup>(1)</sup>

広池の最高道徳は、M.ヴェーバーが儒教倫理の批評において述べた如き単なる「現世合理化」にとどまるものではなく、人間の更生と社会の進化（合理化）をめざすものであると、筆者は解釈している。

かくて第6に、自己の品性完成のみでなく「自他」の精神を根本的に改善するという広池の立場（大乗論）が意味をもってくる。いわば、「品性完成の利己主義」ではないのである。

また、アリストテレスが正義（比例）と愛との対比において語っているように、愛があれば原因（貢献）と結果との比例の詮索は超越せられる（『政治学』、『倫理学』参照）。広池も述べているように、自己においても、他者に対しても、運命成立の原因を明かにすることは、あくまでも対策や改善の方法をより確かなものにするためにすぎないのであって、原因を追うことによりかえって自己がそれにとらわれたり、他者に「それであたりまえである」といって、「パリサイ人」的な冷たい心で他者の運命の正当化をすることになってはならない。目的は、あくまでも個人的および社会的な人間の運命の「改善」に存するのである。

第7に、以上のような原因説明と改善の個人的、社会的努力を十分ふまえながら、広池の強調する「冷静さ」と「感謝の心」との重要性を忘れてはなるまい。

広池によると、結局、問題に直面したとき、自暴自棄に陥ったり、不平、

不満の心にとらわれることなく、仲々難しいことであるが問題を「感謝」して受けとめ、個人的に可能なものは自らすすんで実行し、社会的な問題は人びとと協力して、冷静かつ合理的な努力をするのである。第1節引用文(4)で広池が述べているのは、個人の問題の場合についてであり、しかも広池自身の体験が背景にあると思われるのであるが、「社会の罪」にかかわる場合にも、根本精神は同じである。すなわち、不合理な社会の制度、意識、価値観について、自分もいまそれで苦しんでいるが、あるいは他者が直接苦しんでいるが、これから再びこのような不条理な苦しみを自他共に繰り返さないために、という慈悲の精神にもとづいて、問題解決のために、可能な限りの努力をしていくことである。これこそが慈悲の精神の社会的展開であろう。

それゆえ「感謝して受けとめる」という立場は、改善の放棄、あきらめでは断じてない。改善に努力する各個人の精神作用と行為とが、「神の慈悲心」を体得し、真に人間を愛する心になり、低き柔かき謙虚な心になり、合理的かつ円満な知識、方法をそなえたものとなることである。ここでは、人間学と社会科学とが統合された「知徳一体」の地平が要請されるのである。<sup>(2)</sup>

おわりに反省と、将来への課題を述べておきたい。

広池千九郎の論述は、すべて歴史に生きた人びとがそうであるように、歴史的性格を色濃く帯びている。広池は、二千年に及ぶ長い歴史をふまえつつも、明治、大正、昭和初年という時代の空気を呼吸している人びとに、まず語りかけ、訴えようとしていた。この一面は否定できない。この点の歴史規定性は、今後の研究と実践とにおいて、十分検討し、克服し、新しい発展に結びつけていかねばならない。広池も、『論文』は未来をめざすモラロジーとしては第一歩にすぎないと、謙虚に述べている。

しかし、広池が後代の人びとに託したこの課題に応えるためには、広池の学問と人生とを、あらためて学び直すことが不可欠である。現代の諸問題と対置させながら、人間学的かつ社会科学的な観点にもとづいて、最高道徳の具体的展開の内容を検討していくことである。筆者のこの小論は、予備的ノートにすぎない。道徳の世界では、対話を含めて、実行と体験は、科学にお

ける実験に相当する。大方の厳しいご批判、ご教示をお願いする次第である。

注

(1) 『論文』②2849頁。

(2) 個人であれ団体、社会の次元であれ、人間界においては、価値判断と事実認識とは不可分である。そこで、道德の問題においても、人間の自覚の型、方向性に  
応じて、法則の構造、罪の自覚、さらにその改善の考え方も、さまざまな広がり  
と多様性を予想しなければならないであろう。このような現象学的、実存的論  
理をふまえた考察は、一部、社会の価値システムの歪みとして述べたが、詳しく  
はまた別の機会にまちたい。特に、個人レベルにとどまらず、団体、社会、国家  
の精神と行為というマクロの位相においても、「自己組織系」たる社会システム  
の価値判断の問題として、研究されねばならない。社会は、自ら価値システムを  
形成し、革新し、進化させうるものなのである。(1982.10.8)